

令和元年度岐阜県生活習慣病検診等管理指導審議会 がん登録・評価等部会 議事概要

1 日 時 令和2年2月25日(水) 13:30~15:00

2 場 所 健康福祉部会議室(岐阜県庁10階)

3 出席者

委員	大野 康	岐阜大学医学部附属病院 がん情報センター長
	永田 知里	岐阜大学大学院医学系研究科疫学・予防医学分野教授
	林 力	岐阜市医師会 副会長
	小林 明人	小林法律事務所
	藤森 葉子	市町村保健活動推進協議会保健師部会(各務原市)
事務局	赤尾 典子	保健医療課 健康推進室長
	井上 玲子	主幹兼がん対策係長
	中島 早映	技術主査
	上口 大輝	主事
	小平 良子	岐阜大学医学部附属病院 全国がん登録室職員

4 議題

- (1) 平成30年度岐阜県生活習慣病検診等管理指導審議会がん登録・評価等部会議事報告
- (2) -1 岐阜県のがん登録-2016年(平成28年)次集計結果-について
-2 集計値10未満の公表について
- (3) 来年度のがん登録委託について
- (4) 岐阜県がん登録データ情報提供について

7 議事概要

【(2)-1 岐阜県のがん登録-2016年(平成28年)次集計結果-について】

○平成28年より全国がん登録が開始され、今回が初めての集計結果となる。

○届出数は年々増加しており、登録制度についても向上している。

【(2)-2 集計値10未満の公表について】

○がん集計結果の公表については、集計値10未満のデータの公表も含め、当部会で公表の可否を審議することとなっている。

○集計値が10未満のデータの公表については、個人特定の可能性と公表することの利益とを考慮し、慎重に判断する必要がある。

○当初事務局案…例年どおり、集計値10未満について公表としたい。

○以下審議結果（市町村別がん罹患者数の集計値 10 未満の公表可否について審議）

- ・岐阜県は小規模の市町村が多く、集計値 10 未満をすべて非公表とすると、がんの実態が不透明になる。がんの罹患傾向を把握できる点で、公表は意義がある。
- ・一方、すべての人がデータを閲覧できるため、個人特定の可能性はある。
- ・公表方法を工夫すれば、個人特定の可能性の問題は解決できる。
- ・個人の特定について十分に配慮したうえで、最終的な公表方法は県で決定すること。
- ・例えば、非公表とする集計値を 5 未満とするのは、妥当な数字だと思われる。

審議会終了後、市町村別のがん罹患者数について、5 未満を非公表とすることで決定。

【（3）来年度のがん登録委託について】

- 今年度より、岐阜県がん登録業務を岐阜大学医学部附属病院に委託を開始した。
- 来年度は、委託内容に今年度の業務に加え、がん登録データの分析や、分析結果を見える化した資料の作成を追加する。県は、分析結果の提供を受け、がん対策施策への反映や、関係機関への分析結果の展開を行っていく。
- まずは来年度にがんの実態の分析を行っていく。再来年度以降に、がん実態の原因を分析していく等、段階を踏んでがん登録委託を進めていく。

【（4）岐阜県がん登録データ情報提供について】

- がん登録データの情報提供の申し出ができるのは、県、市町村、病院、調査研究者の 4 者であり、このうち、病院については、当該病院が届け出した患者情報は、審議不要で情報提供を行う。
- 情報提供に係る審議会は、年 3 回行うことを予定。審議会では、「全国がん登録 情報提供の審査の方向性」に則り審査を行う。
- 「全国がん登録利用者の安全管理措置」より、情報提供を受けた者がとるべき安全管理措置が定められている。